

# 市制施行の経緯

——福生町から福生市へ——

はじめに

昭和45年7月1日、都下26市中の18番目の市として「福生市」が誕生してから早くも17年余、明後年（65年）には市制施行満20周年の記念年度を迎える。

顧みれば昭和12年7月7日、北京郊外蘆溝橋付近で日・中両軍が衝突し、いわゆる「支那事変」が勃発してから中国大陸に次第に戦火が拡大し、これを阻止しようとする米・英等の対日圧力が強まって、太平洋に戦雲たなびく昭和15年11月10日、福生村・熊川村を合して「福生町」（町長・田村和一氏、戸数・1280戸、人口・7921人）が発足してから丁度30年目を迎えた年の市制誕生であった。

この「福生町」から「福生市」誕生までの経緯について、当時町議会議員とし、また、この処分決定まで議会におけ

る広域行政推進特別委員会委員の一人として、この市制実現運動に関与した思い出とエピソードを記してみた。

## 一 終戦直後の地方自治

終戦直後の地方自治団体は、国の行政機関のすべてが連合国最高司令官（GHQ）の超法規的絶対権限下におかれていたため、いわゆる「主権在民」の新・日本国憲法が施行（22年5月5日）されても、それはあくまで名目的なものであって、実質的にはGHQの完全統制下におかれていた。また、国民（市民）も有史以来かつてなかった敗戦という打ちひしがれた虚脱の中で、あばらやに露をしのぎ、ヤミ市に食を求めてうごめき、ようやくその日の命を承らえるのに汲々とし、地方自治など顧みる余猶はなかった。

戦時下の「旧・大日本帝国」を支えてきたもろもろの非

関 米 吉

常時体制は完全に破壊され、国会における翼賛政治の解消と政治結社の自由、婦人参政権の附与、財閥解体、労働組合の育成、農地解放など、矢つぎ早やなGHQの指令によつて制度的には急速な民主化がはかられたが、実質的にはあくまでも「占領下における統治政策」の一環であつて、それだけに当時の地方自治体首長の対応も大変なものであつた。

例えば、横田基地を占領した米軍は基地整備の労働者を確保するため、政府を通じ、警察を通じて、基地周辺町村長に対し強制的な人員供出を命じ、戦時下における召集令状的強制徴用に町を挙げて苦勞したとのことである。

地方自治体に対し、町村民から具体的な生活環境の改善やさまざまな要求が出されるようになり、真に「住民のための自治政治」が行われるようになったのは、昭和26年9月8日調印され27年4月28日発効した「対日講和条約」以後といえる。

## 二 市制以前の町の状況

昭和15年11月10日、旧福生村・熊川村を合して「福生町」が誕生して以後、市制施行までの30年間にあゆんだ主な町の足跡は次のとおりである。

### ◎昭和18年

○7月1日 東京都制施行。これにより「東京府西多

摩郡福生町」から「東京都西多摩郡福生町」となる。

### ◎昭和20年

○1月17日 第2代町長に石川弥八郎氏就任。

○4月 昭和飛行機工業(株)、社員病院として福生病院開設。(戦後、勸多摩摩保険会が継承。23年8月東京都国民健康保険組合連合会が継承し現在に至る)

○8月15日 終戦。

### ◎昭和22年

○3月31日 教育基本法・学校教育法公布。4月1日から六・三・三・四制の新学制発足。

福生町1小内に中学校開校。(のち、中学校は23年7月21日に現3小地内仮校舎に移り、同年11月21日に同地に新校舎を建設、26年11月1日に現1中校舎に移転)

### ◎昭和23年

○4月3日 福生町農業協同組合設立。

○この年、人口2万人を突破。2万345人となる。

### 昭和24年

○6月 昭和11年から実施中の区画整理事業完了。字名を整理し、本町・志茂・牛浜の町名生まれる。

### ◎昭和26年

○7月 第1回福生町七夕祭り開催。

○ 9月15日 戦後のベビーブームによる就学適令児童急増に対処するため3小開校告示。(10月1日、1小にて開校、11月2日牛浜の現在地に移る)

反面、定住人口激減、1万4343人となり戦後最低を記録。

○昭和27年

○ 4月23日 対日講和条約発効。戦後6年8か月ぶり  
に日本独立。

○ 11月1日 第1回福生町教育委員会委員選挙執行。

横田寿照、川窪金吉、平井初五郎、町田キク氏当選。(公選制はこの1回限りで31年10月1日公選制廃止以後、議会同意制となる)

○ この年 本町・志茂を中心に2年継続事業として簡易水道敷設事業開始。(29年3月完了。7月より給水開始)

○昭和28年

○ 9月1日 町村合併促進法公布。10月1日施行。

これにより明治21年4月に市制・町村制公布以來、もっとも大規模な町村合併、新市設立が行われる。法制定前の9895市町村は、昭和31年には3975に減少。平均人口は約3倍となり、各市町村の行財政能力増大。

福生町も隣接の羽村・瑞穂両町と合併し市制施行を計画。(実質的な市制施行へのめばえ)

○ この年 町営住宅建設開始。(当年度に15戸建設、32年までに105戸となる)

○昭和29年

○ 10月 福生町簡易水道事業、本上水道として事業認可。本町7・8町内を中心に原ヶ谷戸の一部を加えて第1期拡張工事(6か年計画)スタート。

○ 12月 福生病院大火、5mの強風下に2棟焼失。

○昭和30年

○ 4月1日 福生中学校内に都立多摩高校(青梅)の定時制分校開校。

○ 9月 福生町商店街協同組合設立。

○昭和32年

○ 4月29日 福生町福生1290番地に1小分校開設。  
3・5学年生収容。(34年4月1日、4小として独立)

○ 9月1日 「福生町広報」発刊。

○ 11月 第1回福生町文化祭開催。

○ 12月16日 福生町福生3112番地に町営と場開設。1日に小動物150頭、大動物50頭を処理。

○ 12月 東京都都市計画審議会、昭和14年に発足した「立川都市計画」から分離し、福生町を中心とする羽村・瑞穂町を含む「新都市計画」を承認。

(完成目標は昭和50年)

●昭和33年

○9月25日 元福生中学校長・橋本兵五郎氏の退職浄財を基に基金を募集し、福生町育英会(基金130万円)設立。

●昭和35年

○4月 牛浜の市民会館現在地に「西多摩自治会館」落成。(福生町が1400万円、関係町村が200万円・都が700万円を負担)

●昭和36年

○1月15日 第1回福生町成人式挙行。(従来は西多摩8か町村にて会場もちまわりで合同開催)

○10月12日 牛浜駅橋上駅舎完成、東西両側に乗降口開設。

●昭和37年

○6月30日 福生・羽村・青梅地区を首都圏整備法に基づく市街地開発区域に指定。区域内に約80万坪の新規工場開発団地を予定し、昭和50年までに10万人の人口導入を計画。

○10月1日 福生警察署、銀座通り(現マルフジ所在地)から現在地の新庁舎に移転。

○この年 青梅市・羽村町と都市下水路工事に着手。  
(3年計画、延長4530m、工費3億円)

●昭和38年

○4月1日 熊川地区に都立多摩工業高校開校。

○10月26日 加美平区画整理事業都知事認可。(39年1月から事業着手)

●昭和39年

○1月20日 福生町役場新庁舎完成。業務開始。

○8月25日 武蔵野台区画整理事業都知事認可。

●昭和40年

○6月12日 第2回福生町議会臨時会(議長・中西虎藏氏)・38年度1998万余円、39年度9201万余円(見込)の赤字財政の非常事態に対し、地方財政再建促進特別措置法に基づき自治大臣に対する「福生町財政計画の申出について」を議決。町は同法の準用指定の承認を自治大臣に申請。  
(再建計画は40年から43年までの4年間。ただし、その後の努力によって41年度決算で3000万円の黒字を計上、2年間で地財法指定解除)

○7月1日 人口3万を突破し3万22人となる。世帯数は8493戸。

●昭和41年

○4月1日 福生第2中学校開校。従来の福生中学校は「福生第1中学校」と改称。

同日 土葬を禁止し火葬制実施。

○4月22日 福生・羽村・瑞穂3町の合併を含む広域行政推進のため、福生町議会内に「広域行政促進特別委員会」（委員長・高橋千春氏）設置。

### 三 市制実現への動き

昭和43年4月、〃人口3万でも市政を実現できるよように〃との運動が三重県久居町からわき起こった。

当時町長・石川常太郎氏は直ちにこれに賛同、福生町もこの運動の中核として以後2年間に及ぶ激しい国会対策運動が続けられることになった。

そもそも地方自治体における市・町・村の単位は、国の行政執行上差別的な取扱いはないのが原則であるが、実際的には、例えば起債認可額においても市と町では大きな相違があり、この制約のため発展途にある町にとっては町民のニーズに応えた公共事業などもなかなか実施できない実情にあった。

さらに加えて、昭和28年の町村合併促進法によって全国に生れた新市のうち、人口3万以下が22市、人口4万以下が133市もある現状から地方自治法に定める市の人口要件「5万人以上」は不合理であるということから、すでに実質的な市の要件を備える全国30町が結束して、この運動を展開することになったものである。

この運動の第1回会合は5月21日、衆議院第1議員会館

で開催され、全国から15町が参加し「新市制実現全国期成会」の結成を議決し、会長に久居町長、副会長に福生町長・登別町長（北海道）・岩井町長（茨城県）・守山町長（滋賀県）・南陽町長（山口県）が選ばれ、事務局は国会対策上東京に近いということから福生町におかれた。

こうして各地元選出の国会議員への署名運動や陳情活動が正に連日展開されるようになった。

当町においては石川町長をはじめとする町当局、議会においては田村匡雄議長（44年5月からは石川信義議長）を中心に広域行政促進特別委員会が主体となって、連日の国会陳情が行われた。

しかし、この運動も仲々スムーズには進展しなかった。その理由の一つは、政府（自治省）が「3万ミニ市」に反対であったことと、各政党間の反応がまちまちであったことである。当時、国においては広域行政圏推進の立場にあり、財政基盤脆弱な小都市実現には極めて消極的で、「政府側から法案提出の積りはまったくくない」との態度であった。こうなると残された新市実現への道は「議員立法」に頼るほかはなく、運動の方策もその線で進められたが、議員立法提出には「全党一致」の原則があった。

幸い、各町理事者や保守系町議各位の努力によって、自民党サイドにおいては概ねの了解工作が完了したが、野党各党の了解は仲々取りつけることができなかった。

前市長・石川常太郎氏がその思い出の記『回想―五千八百四拾日』で、

「この地方自治法の一部改正法案は、法案の性質からして野党の賛成も必要となります。……公明党、社会党の町議の先生方にも、各党への説得をお願いいたしました。

また、ある県で、県委員会が反対という場合には、遠路を厭わず、反対党と同じ党の福生の議員先生に御足労をおかけ頂きました。」

と記されておられますが、全国期成会の町議の中には野党政党所属議員がほとんどなく、また、仮にいても国会活動にまったく上京せず、結局、公明党対策は当町の同党所属・大野行夫議員、社会党・民社党対策は私（関米吉）が主として担当せざるを得なかった。

石川前市長の「ある県で、県委員会が反対」というのは社会党埼玉県連のことであって、折角、関係者の努力によって議員立法提出へのメドが立ちそうな時期に、埼玉県連が突如、反対を表明、これに続いて関西地区の一県連も反対を唱え出した。さっそく夜間、この運動の実質的な事務局長、福生町の上野総務課長と車をとばし、埼玉県新座町の県連役員宅を訪問し、県連説得を行って反対を撤回させ、また、関西地区の反対県連に対しては北海道など推進派遣県連と協力し、一斉に抗議電報や電話戦術などで説得した。こうした努力の成果によってともあれ、地方自治法一部

改正法案は議員立法として、国会に提出され一度は衆議院を通過したが、昭和44年8月、大学法案をめぐる与野党激突から参議院において「審議未了・廃案」となり関係者を落胆させたが、次国会での達成をめざし、再び新しい運動へと移っていった。

#### 四 地方自治法一部改正と「福生市」誕生

昭和44年8月から、「3万市制」をめざす新たな運動がスタートしたが、今回の運動は第61国会における「廃案」の経緯を反省し、国会審議の状況等も慎重に検討しながら国会対策を推進することになった。失敗したとはいえ、今までの経験は貴重な体験であり、各政党への陳情方法やどこから行動を起こすべきなどの体験が活かされた。

相変わらず石川町長や各議員の連日にわたる国会詣でが続いたが、特にこの間、石川町長、石川信義議長、中村国太副議長がわざわざ当時私の勤務先・昭和飛行機工業(株)を訪れ、社長に対し「国会活動のため当分の間、特別休暇」を要望され、その後約70日間、会社の特別許可を得て連日の国会陳情に駆けまわったことは忘れ得ぬ思い出の一つである。

こうして執拗と思えるほどの陳情活動によって、昭和45年3月12日、ついに次の法律および政令が公布された。

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。  
御名 御璽

昭和45年3月12日

内閣総理大臣 佐藤栄作

法律第1号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の4の次に次の1条を加える。

第20条の5……（略）……市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、3万以上とする。

2 ……（略）

3 前2項に規定する人口は、第254条の規定にかかわらず、当該関係市町村の区域の全部若しくは一部の地域の人口又は当該町村の人口に関して最近に行われた統計法第3条の規定による指定統計調査の結果による人口とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

自治大臣 秋田大助

内閣総理大臣 佐藤栄作



昭和45年3月12日

政令第14号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第20条の

5第1項の規定に基づきこの政令を制定する。

附則第8条を次のように改める。

第8条 地方自治法附則第20条の5第1項に規定する政令で定める期間は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和45年法律第1号）の施行の日から2年間とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

自治大臣 秋田大助

内閣総理大臣 佐藤栄作

昭和43年4月、三重県から起こった新市制実現運動は、約2年間、関係町の膨大なエネルギーを費やし、幾多の紆余曲折を経ながらようやく実現した。

福生町においては本改正案が参議院を通過（45年3月4日）した以後、3月10日から4月2日までの間、5回にわたる市制に関する公聴会を町役場および熊川中央会館で開催、町民の意識動向を調査し、市制施行への第一歩を次のように踏み出した。

○5月6日 福生町議会臨時会、「福生町を市とすることに ついて」議決。

同日 「市制施行後も、国が唱導する行政広域化の見地から近隣市町と協力体制を強化し、なお合併に努力する」決議採択。（ミニ市に反対する自治省への配慮決議）

○5月8日「福生町を昭和45年7月1日から市とする  
処分について」の申請書を都知事に申請。

こうして7月1日、都下18番目の市として「福生市」が誕生した。当日現在の人口は3万8749人、世帯数は1万1631戸であった。

なお、当日付で「3万市制」を実施したのは当市のほか、我孫子（千葉）・泉南・四条畷（以上大阪）・守山（滋賀）の4市で、この結果、全国の市の数は569となった。

## 五 市制運動―思い出の人びと

公布されてみれば官報活字でわずか25行程度、しかも内容は市の人口要件の「5万以上」を「3万以上」とするだけの新市制運動約700日間に、非常にお世話になったり、また、尊敬を新にした思い出の人たちは多い。

石川前市長は前出の「回想」の中で、主として自民党関係者と福生町職員の氏名を掲げて敬意を表されているが、正にこの人たちの努力には心からなる感謝を申し上げる次第である。

このほか野党関係においては、当時衆議院地方行政委員会所属の社会党・山口鶴男氏（現・書記長、群馬3区選出、地行委員長）および内閣委員会所属ながら地方行政のペテラン・安井吉典氏（党地方政治局長、北海道2区選出）並びに地行委所属の公明党・大野潔氏（東京7区選出）などの理解

と支援が大きかった。また、これら議員の秘書の方々の応待も懇切で快よく、疲れたからだをこうした議員の事務所でいやし、コーヒー等をすすりながら議員と懇談し、次の陳情目標の手順などを協議し指示を得た。

民社党でお世話になったのは地行委員の折小野良一議員（宮崎1区選出）であったが、当時福生町議会には同党所属議員はなく、このため同盟関係ということで昭和飛行機工業労組を通じて同党との接触が進められたいきさつもあった。

福生町議会においては田村匡雄・石川信義両議長、中村国太副議長、塩野鉄之助・高橋千春・大野行夫・大沼秀伍・末次性男議員らが熱心な新市制推進派であった。

多くの人の努力と熱意によって福生は町から市となって現在に至っている。

## 六 市勢発展のために

「ミニ市」と酷評され「広域行政推進に逆行するもの」と批判を浴びながら、その後全国で多くの「3万都市」が実現した。

町から市への昇格は福生市民にとって「良かったのか、悪かったのか」の卒直な質問には「やって良かった」という自負と自信を感じている。

多様化する市民のニーズに応え、市民会館・体育館・地



域会館・中央図書館・公共下水道などの公益的投資などは、町の規模においては国・都等の財政援助がうすく、現在のよ様な都市基盤の整備には仲々とどかなかつたのではないかと思う。

地方自治は「三割自治」といわれることが多いが、この新市実現運動を通じ感じられたことは、国の政治が政党政治で行われている以上、それぞれ各政党に通じる福生市議会の構成を望みたいと思う。七割を国・都に依存せざるを得ない地方自治体にとっては、今後もこうした大きな問題に取組む事件があるかも知れない。

現在、真剣に取組まれている福生駅西口再開発問題、熊川地区の区画整理事業等は、これからも膨大なエネルギーを必要とし、真摯な対応を迫られているが、その完成には国都の援助を引き出す強い政治力がさらに求められている。当市のますますの発展のため、関係各位の一層のご努力と市民のご理解を心から期待するものです。

(せき・よねきち 元福生市議会議員 熊川在住)